

令和 6 年 9 月 4 日
 子ども・若者部
 児童相談支援課

「世田谷区産後ケア事業あり方検討会」における検討状況について

1 主旨

世田谷区の産後ケア事業は、平成 19 年度より、育児不安から虐待への進行防止の機能を担う児童虐待二次予防事業として、母子の心身の状態に応じた保健指導、育児に関する指導・支援等を行ってきた。また、この間、需要量の増加、地域偏在、実施場所への移動負担などといった課題に対して、新たな委託先（ママズルーム、至誠会第二病院）での実施や、事業手法（アウトリーチ型、クーポン券）の導入にも取り組んできたが、晩産化や、子育て家庭の孤立化が進む中、産後ケア事業に対する利用者の需要は増加しており、区の子ども・子育て施策としての世田谷区産後ケア事業のあり方を見直し、今後の事業運営方針を定める必要がある。そこで、世田谷区産後ケア事業の果たすべき役割と事業の方向性について検討する「世田谷区産後ケア事業あり方検討会（以下、「検討会」という。）」を立ち上げ、検討を進めているので、その検討状況について報告する。

2 検討会の概要

(1) 背景となる区の現状

① 【世田谷区における子育て家庭の現状】

- ・ 出生率が低下しており、乳幼児人口も減少している。一方で、出産年齢は高齢化しており、また、祖父母との同居・近居がないなど核家族化も進む中で、日常的に子どもを見てもらえる親族や友人・知人がいない家庭も多く、妊娠・出産・子育ての孤立化によるサポート不足という現状がある。

② 【世田谷区産後ケア事業の現状】

- ・ 平成 20 年 3 月に産後ケアセンターでの事業を開始。以降、平成 28 年にはいなみ小児科ママズルームでのデイケア、令和 5 年度には至誠会第二病院でのショートステイを開始し実施施設は 3 施設となっている。
- ・ 令和 5 年 10 月には、区立産後ケアセンターによるアウトリーチ事業を開始し、実施類型はショートステイ（宿泊型）・デイケア（日帰り）・アウトリーチ（訪問型）の 3 類型となっている。
- ・ 利用者の需要増加に伴って当選率が低下しており、希望日程で利用することができない状況が見られている。

(参考) 国の動き

- ・ 令和 5 年に母子保健医療対策総合支援事業実施要綱が改正され、対象者の定義が「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」から「産後ケアを必要とする者」に改正された。また、同要綱では、本事業を利用しやすい環境を整える観点から、利用者の所得の状況に関わらず、利用料の減免支援措置を講じるよう努めることとしている。

(2) 検討会の目的

晩産化や、子育て家庭の孤立化が進む中、産後ケア事業に対する利用者の需要は増加しており、希望日程で利用することができない状況が恒常的に続いている。産後ケア事業が区事業としてどのような役割を果たすべきか、また、どのような事業のあり方を目指すべきかといった方針を議論するため、有識者や実務者等から構成する検討会を設置し、「世田谷区として産後ケア事業にどのように取り組んでいくべきかの大まかな指針」を定め、令和6年度末に策定する「子ども・若者総合計画（第3期）」へ反映させていくことを目的とする。

(3) 検討会委員

氏名	現職等
中板 育美	武蔵野大学 看護学部教授
上田 美香	東洋大学 ライフデザイン学部講師
中島 かおり	認定特定非営利法人ピッコラーレ 代表理事
木下 二宣	一般社団法人世田谷区医師会（成城木下病院 院長）
安藤 索	一般社団法人世田谷区医師会（久我山病院 産婦人科部長）
本田 真美	一般社団法人玉川医師会（医療法人社団のびた 理事長）
冬城 高久	一般社団法人玉川医師会（冬城産婦人科医院 院長）
渡邊 久美子	国立成育医療研究センター看護部副看護部長
松本 幸夫	子ども・若者部長
向山 晴子	世田谷保健所長
志賀 孝子	砧保健福祉センター健康づくり課長
虎谷 彰子	砧保健福祉センター子ども家庭支援課長
瀬川 卓良	子ども・若者部子ども家庭課長
真鍋 太一	世田谷保健所健康推進課長

(4) 開催状況

日程	内容
令和6年7月22日	第1回 課題共有
8月13日	第2回 大まかな指針の検討
9月20日	第3回 大まかな指針（提言）とりまとめ



産後ケア事業推進方針の策定

子ども・若者総合計画（第3期）への反映

(5) 検討会での議論の内容等

世田谷区の子育て世帯を取り巻く環境、これまでの世田谷区産後ケア事業の取り組みについて、利用状況等のデータを用いて情報共有を行い、検討課題を「公的サービスとして行う産後ケア事業の目的」「区の子ども・子育て施策における位置づけ」「児童虐待予防事業としての位置づけ」の3点に整理した。これを踏まえ、産後ケア事業の果たすべき役割と事業の方向性について大まかな指針を検討するとともに、利用対象者の明確化や利用決定の仕組み、産後ケア事業の利用と併せてその他の支援に繋げる仕組みづくり、事業者への研修などの具体的な取り組みについても議論が進められている。

これまでの検討状況の概要は別紙のとおり。

3 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和6年9月20日	世田谷区産後ケア事業あり方検討会第3回
令和6年10月以降	検討会報告書（大まかな指針含む）のとりまとめ
	検討会報告書の内容を子ども・若者総合計画（第3期）へ反映
令和7年2月	産後ケア事業推進方針（案）の策定
	子ども・若者施策推進特別委員会報告（産後ケア事業推進方針（案））
	子ども・若者総合計画（第3期）（案）の策定
令和7年3月	産後ケア事業推進方針の策定
	子ども・若者総合計画（第3期）の策定
令和7年4月	産後ケア事業推進方針に基づく事業開始
	子ども・若者総合計画（第3期）開始

世田谷区産後ケア事業あり方検討会の検討状況の概要について

1 世田谷区の子育て世帯を取り巻く環境
現状 ・ 出産年齢の高齢化、子育て家庭の孤立化 取り組み ・ 妊娠期面接をはじめとした世田谷版ネウボラによる切れ目のない支援
2 これまでの世田谷区産後ケア事業の取り組み
・ 産後ケア事業の展開（実施施設、類型、利用実績） ・ 利用実績についての具体的なデータ（利用率、月齢別利用者数、利用者ごとの特徴）
3 検討課題
（1）公的サービスとして行う産後ケア事業の目的 （2）区の子ども・子育て施策における位置づけ （3）児童虐待予防事業としての位置づけ

4 検討会での議論を経て、浮き彫りとなった課題
・ 当選率の低下 需要の増加に伴い当選率が38%まで低下（初回利用は90%）しており、希望日程で利用することができない状況が恒常的に続いており、利用枠の拡充が求められる。 ・ 産後ケア事業実施事業者と区、医療機関の連携 「支援の必要性が高く、利用前後に区との連携が不可欠なケース」が増加しており、事業者と区（事業所管課・保健師・子ども家庭支援センター）との連携、また出産病院や精神科医療との連携を強化する必要がある。 ・ 潜在的なリスクのある家庭の発見 産後、心身の健康又は育児に対する不安を感じている方に利用してもらうことで、母体の回復及び乳児との生活への適応を促進していくとともに、虐待防止の観点からリスクが発見された場合は適切な支援に繋ぐ仕組みの構築が重要である。 ・ 産後ケア事業実施事業者への研修 区及び地域のサービスに関する情報を提供し、利用者へ適切に案内できる産後ケア事業の担い手を育成すること、また、精神的に不安定な利用者にも適切に対応できるよう事業者への研修等を実施する必要がある。



5 世田谷区として産後ケア事業にどのように取り組んでいくべきかの大まかな指針について
浮き彫りとなった課題等を踏まえ、大まかな指針について現在検討を進めており、産後ケア事業が公的サービスとしてどのようなあり方を目指すべきか、また、児童虐待予防事業の役割を果たすために必要な仕組み等について議論がなされている状況となっている。

世田谷区産後ケア事業あり方検討会 配布データ（概要版）

令和6年7月22日（月）	世田谷区産後ケア事業あり方検討会 第1回
令和6年8月13日（火）	世田谷区産後ケア事業あり方検討会 第2回
令和6年9月20日（金）	世田谷区産後ケア事業あり方検討会 第3回

資料1 世田谷区の子育て世帯を取り巻く環境

1.世田谷区の人口に関するデータ	P.4
------------------	-----

2.世田谷区の出生に関するデータ	P.5
------------------	-----

3.世田谷区の子育て世帯に関するデータ	P.8
---------------------	-----

4.世田谷区の妊娠・出産期の支援	P.12
------------------	------

5.児童虐待予防事業の展開	P.14
---------------	------

資料2 これまでの世田谷区産後ケア事業の取り組み

1.世田谷区の産後ケア事業	P.17
---------------	------

2.施設ごとの利用実績(延べ利用日数)	P.19
---------------------	------

3.利用実人数	P.20
---------	------

4.類型別延べ利用人数(回数)	P.21
-----------------	------

5.月齢別延べ利用人数(回数)	P.22
-----------------	------

6.出生数と産後ケア事業利用登録者の推移	P.23
----------------------	------

7.当選率	P.24
-------	------

8.クーポン券の効果	P.25
------------	------

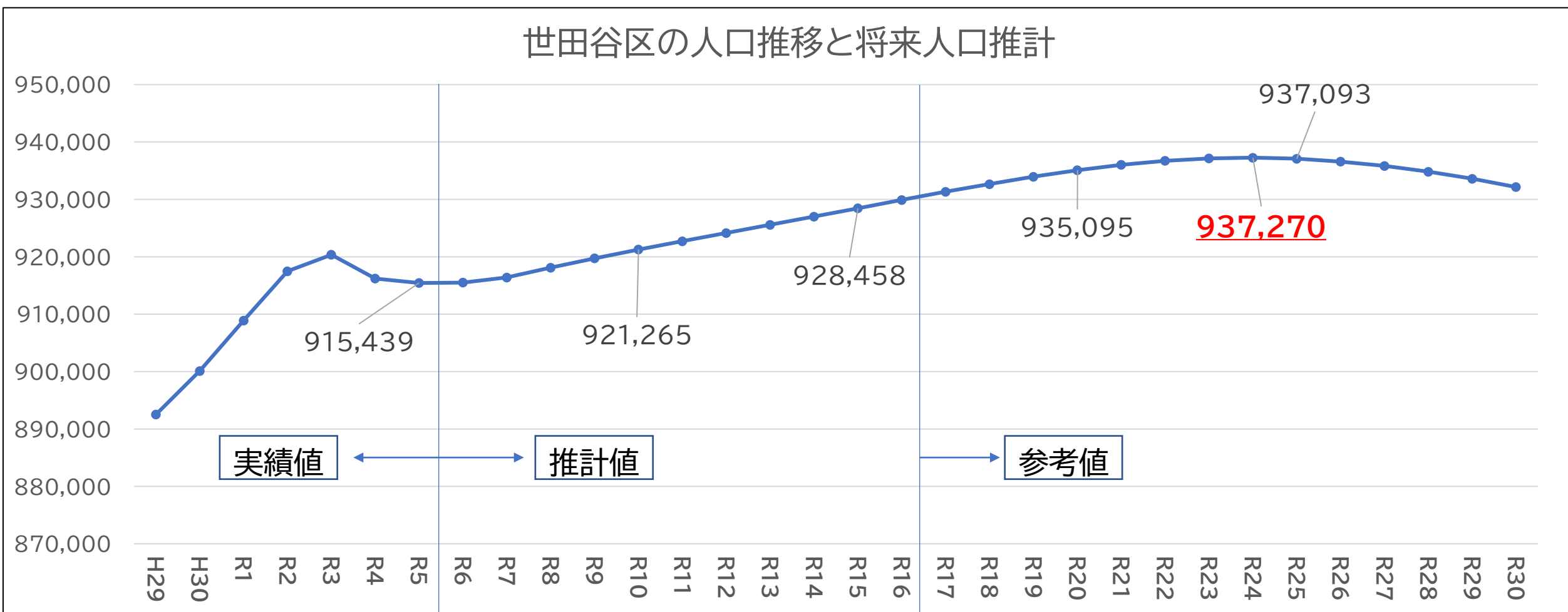
9.支援の必要性が高いケース	P.26
----------------	------

世田谷区産後ケア事業あり方検討会

世田谷区の子育て世帯を取り巻く環境

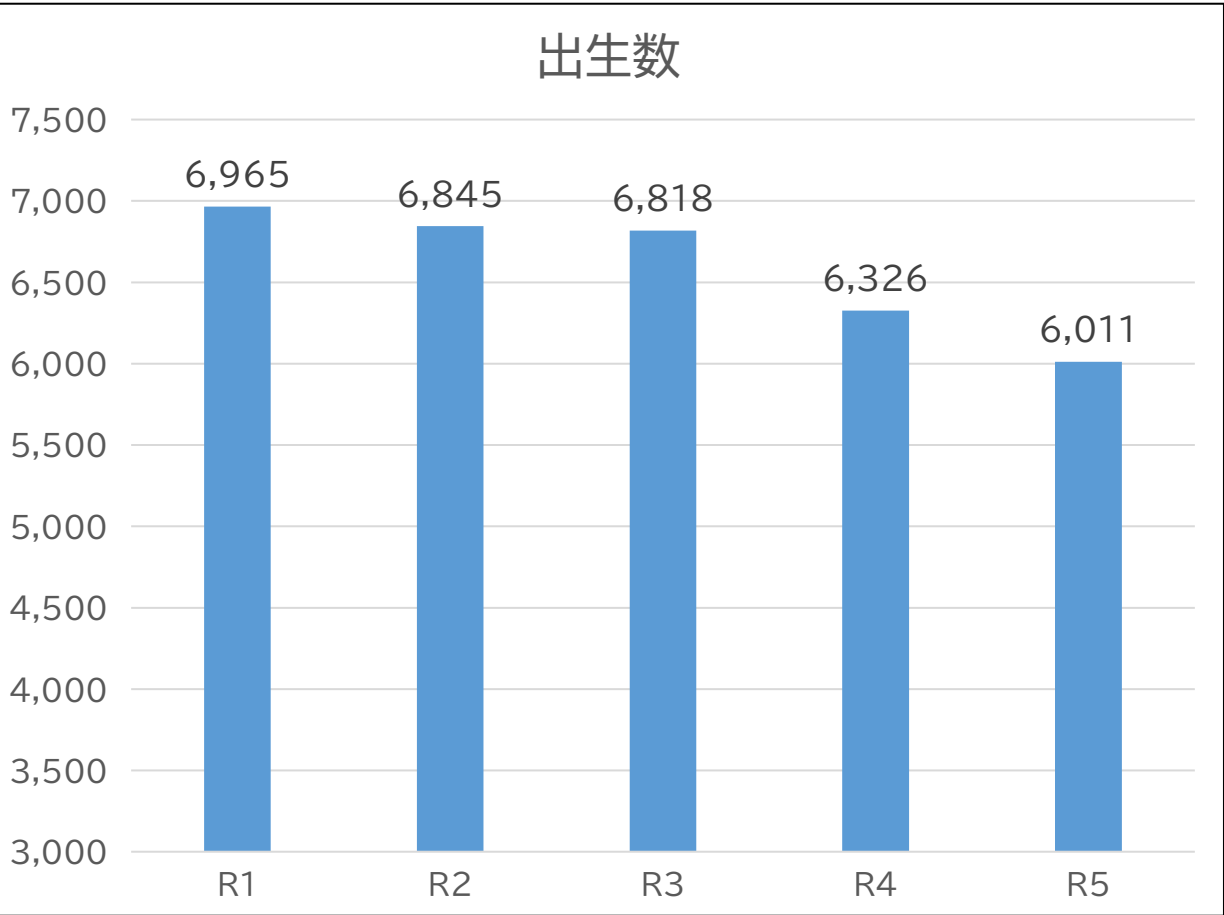
1.世田谷区の人口に関するデータ

世田谷区将来人口推計によると、令和6年(2024年)より人口増に転じ、増加傾向が継続する。区の人口は、令和24年(2042年)の937,270人をピークに減少に転じる見込み。

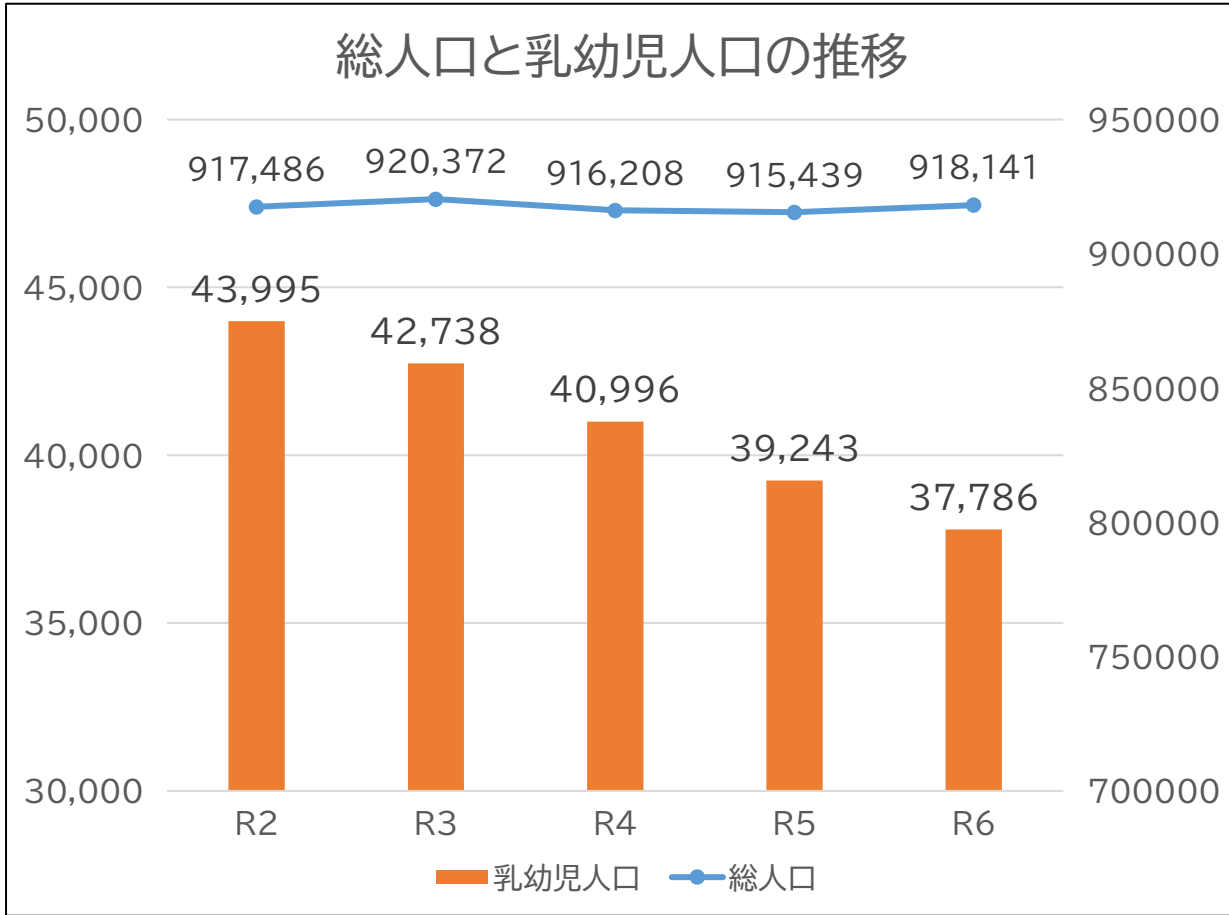


2.世田谷区の出生に関するデータ①

出生数は令和元年から、令和5年にかけて減少傾向にある。それに伴い、乳幼児(0歳～5歳)人口も減少しており、令和6年1月1日現在では37,786人。乳幼児人口が総人口に占める割合も低下しており、令和6年1月1日現在で4.1%となっている。



※各年1月1日～12月31日

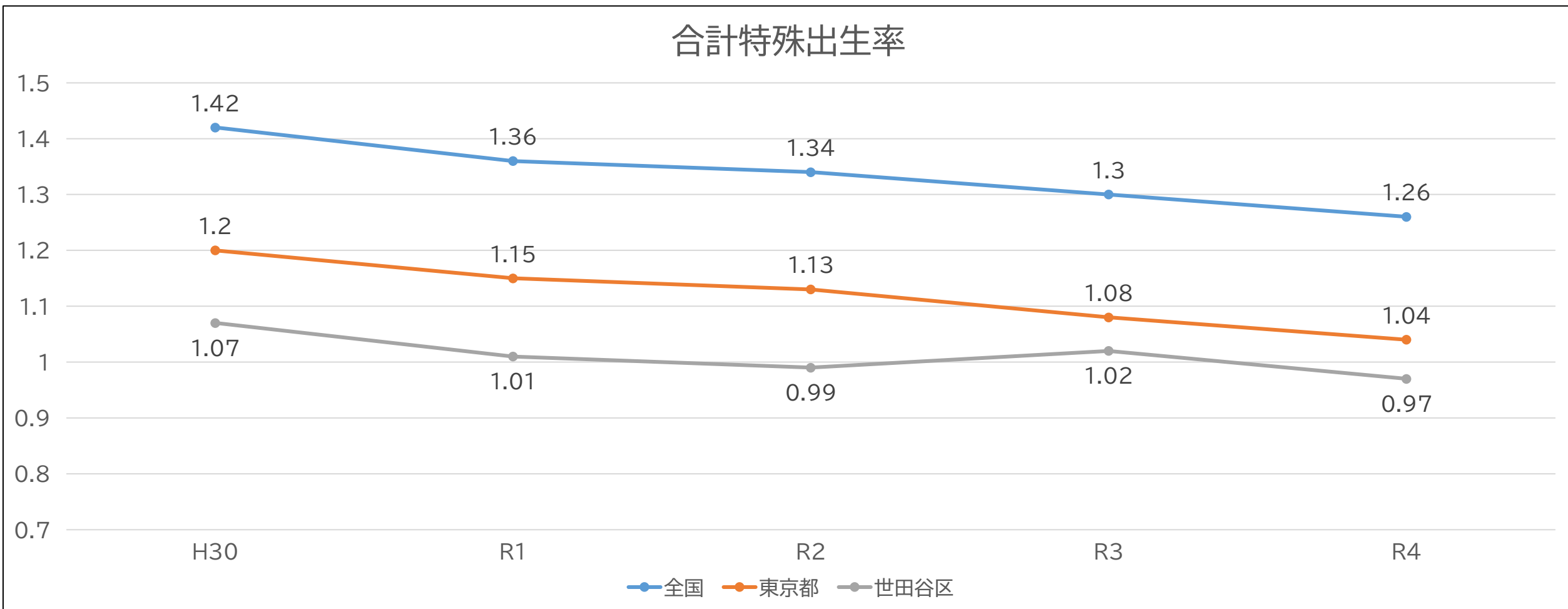


※各年1月1日現在

2.世田谷区の出生に関するデータ②

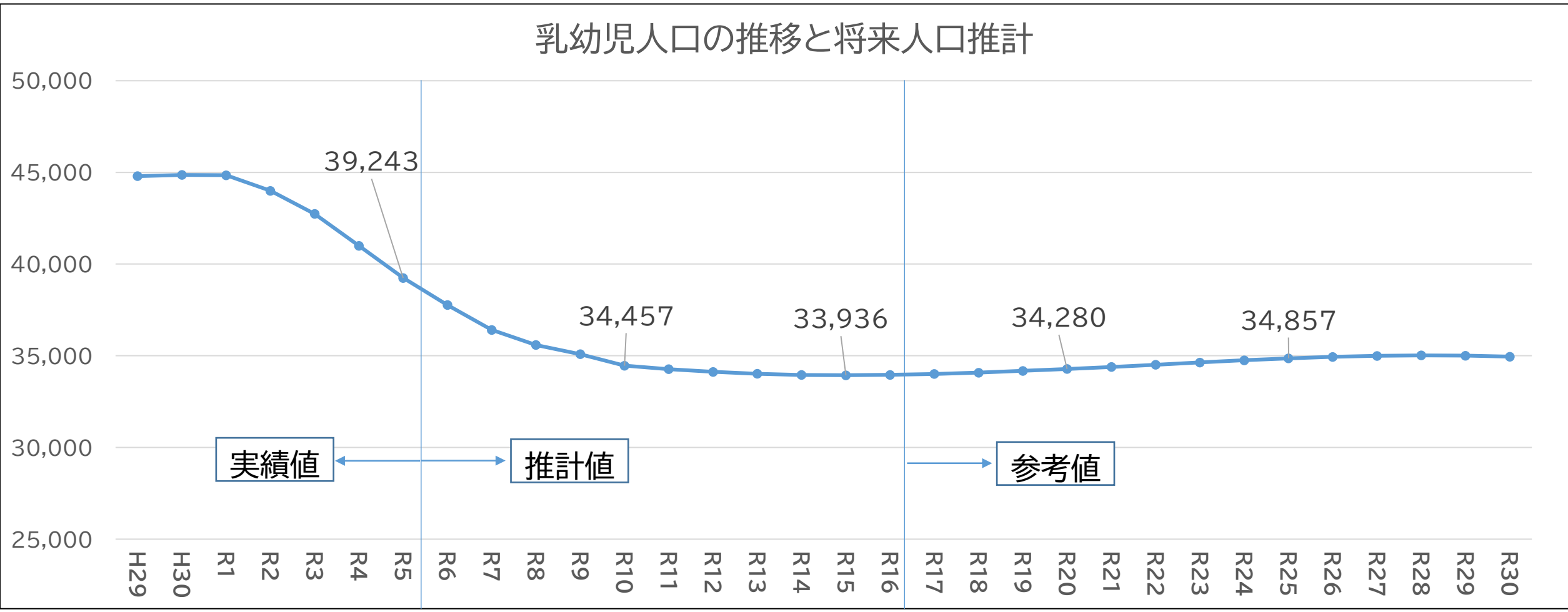
10

合計特殊出生率は、全国・東京都・世田谷区すべて低下傾向にある。世田谷区は、全国・東京都に比較しても低い水準となっている。



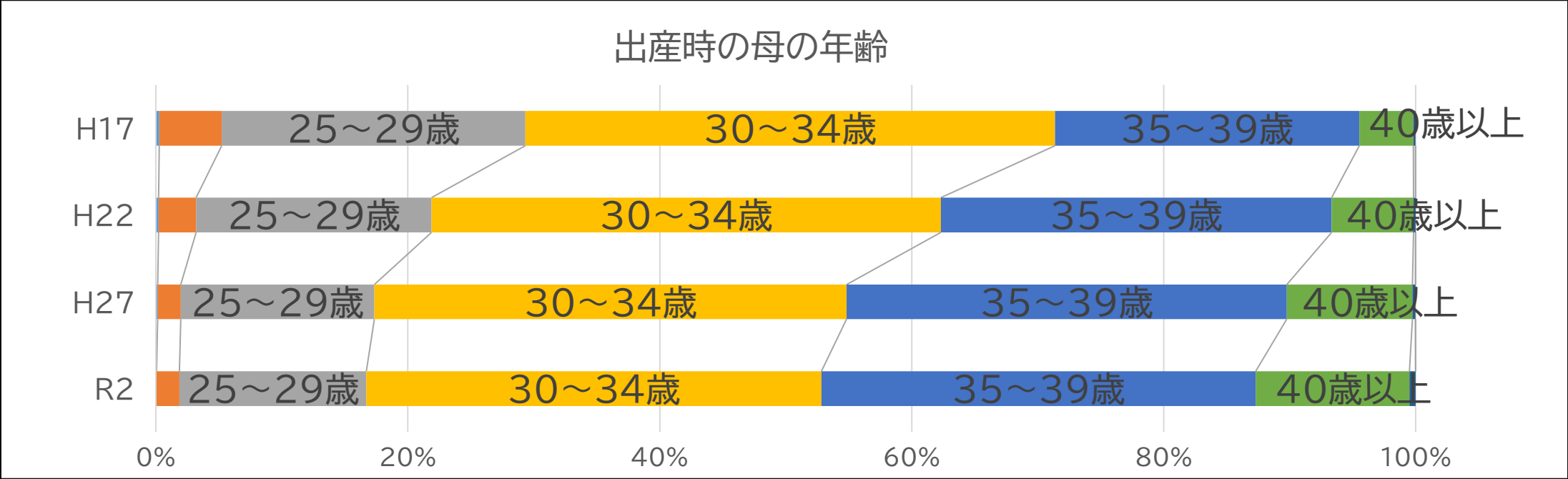
2.世田谷区の出生に関するデータ③

世田谷区将来人口推計によると、乳幼児(0歳～5歳)人口は、令和元年から人口減に転じ、令和10年には34,457人まで減少。令和10年以降は横ばいで推移する見込み。



3.世田谷区の子育て世帯に関するデータ①(晩産化)

出産時の母の年齢は上昇傾向にある。平成17年と令和2年を比較すると、15～34歳で出産する母の割合が下がっており、35～49歳で出産する母の割合が高まっている。

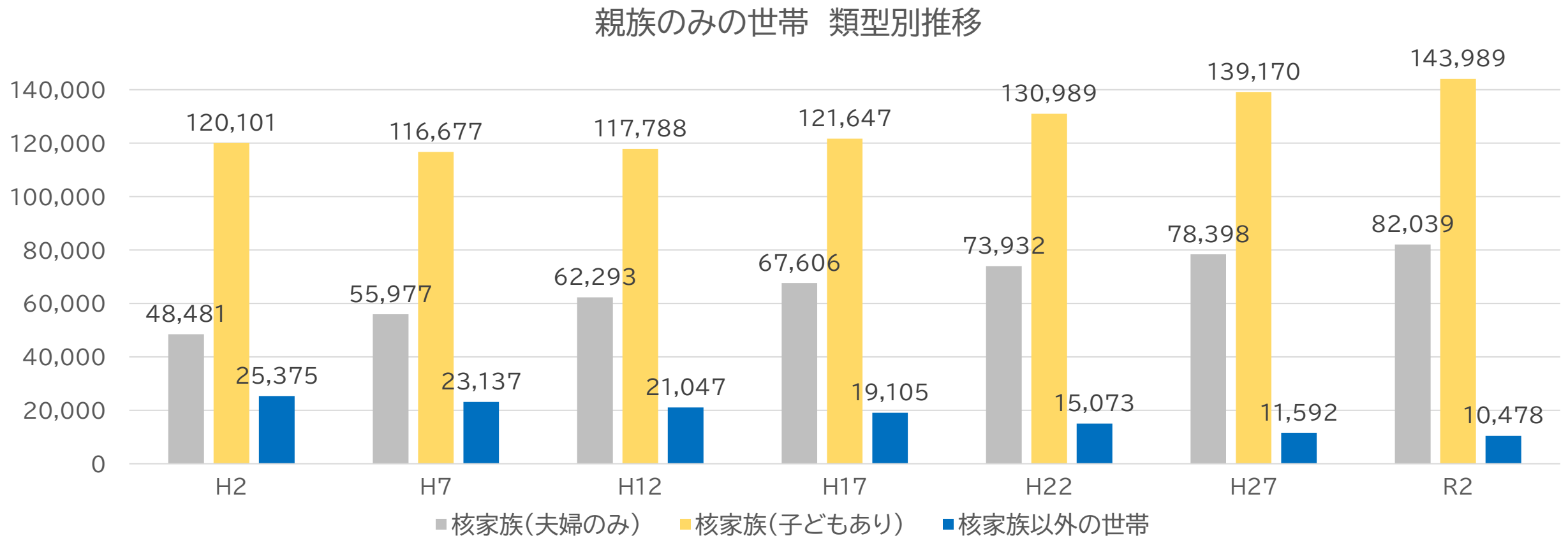


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
H17	0.27%	4.94%	24.11%	42.05%	24.17%	4.28%	0.16%	0.02%
H22	0.21%	2.99%	18.69%	40.43%	31.02%	6.50%	0.16%	0.00%
H27	0.14%	1.83%	15.38%	37.49%	34.94%	9.96%	0.25%	0.01%
R2	0.04%	1.83%	14.84%	36.12%	34.49%	12.19%	0.49%	0.00%

3.世田谷区の子育て世帯に関するデータ②(核家族化)

13

国勢調査の結果によると、核家族世帯(夫婦のみ)、核家族世帯(子どもあり)ともに増加傾向にあるものの、核家族以外の世帯が年々減少している。核家族での子育てが増加していると考えられる。

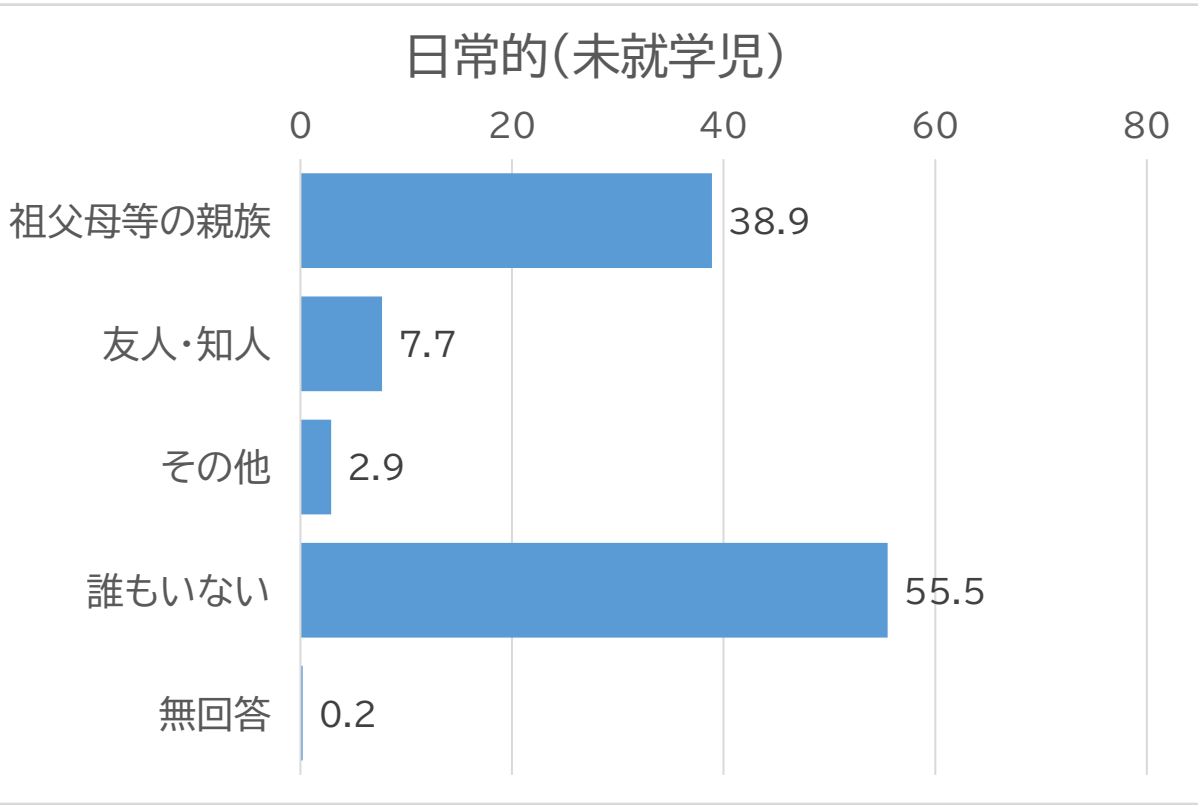


3.世田谷区の子育て世帯に関するデータ③(子育ての孤立化) 14

日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人が「誰もいない」との回答が半数

- 日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人」が「誰もいない」と回答した割合は、未就学児55.5%。(祖父母同居・近居がない世帯に限ると、76.1%)

日常的に子どもをみてもらえる祖父母等の親族、友人・知人の有無



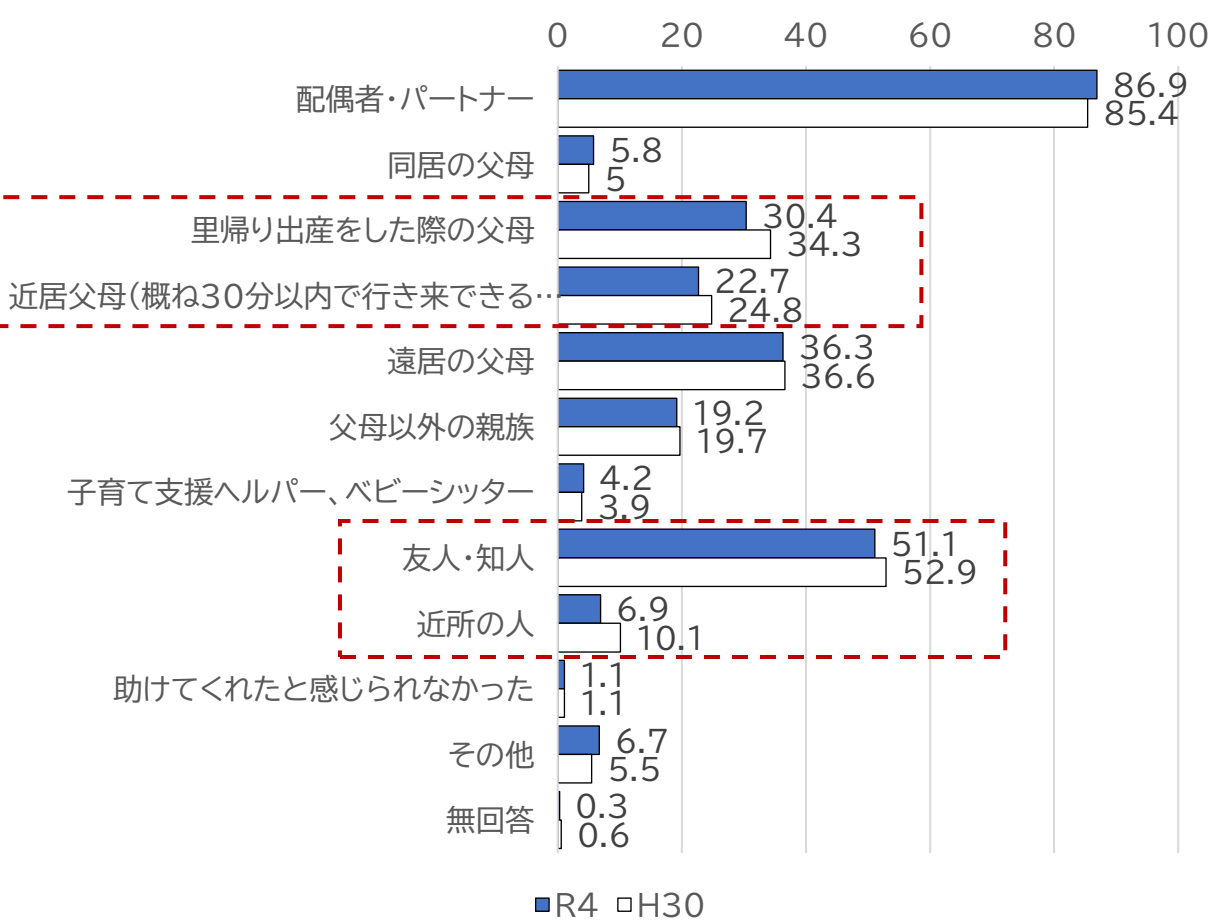
		祖父母等の親族	友人・知人	その他	誰もいない	無回答
全体(N=3,137)		38.9	7.7	2.9	55.5	0.2
祖父母の同・近居状況別	同・近居両方(n=158)	87.3	8.2	0.6	12.7	0
	同居(n=27)	81.5	11.1	0	18.5	0
	近居(n=1,037)	71.9	7.3	3.3	25.4	0.1
	同・近居なし(n=1,908)	16.1	7.8	2.9	76.1	0.2

3.世田谷区の子育て世帯に関するデータ③(子育ての孤立化) 15

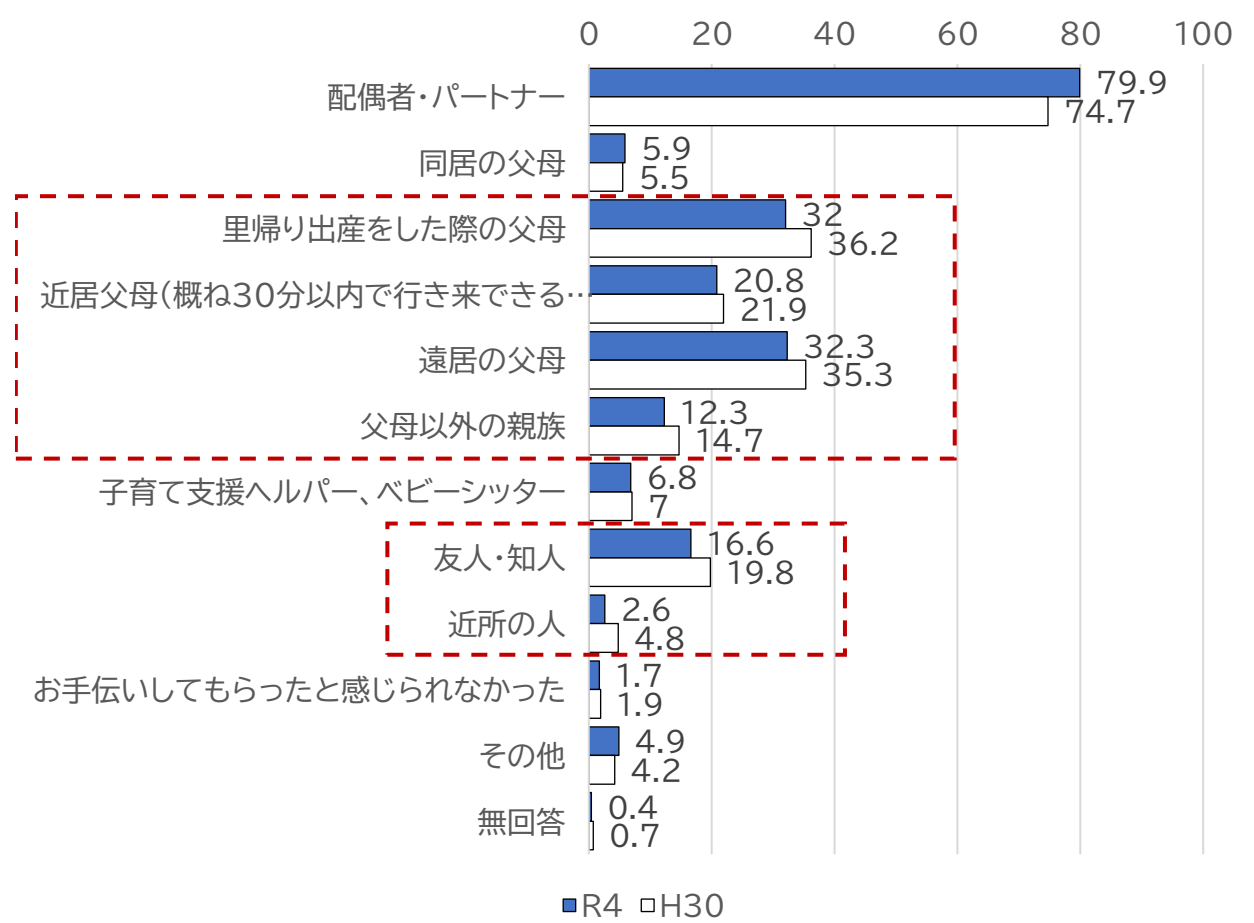
妊娠中や出産後、周囲の手伝いや声掛けが得にくい状況がある

- 妊娠時・出産直後、身近な方で気にかけてくれた、助けてくれた人は、「配偶者・パートナー」が上昇した一方、「里帰り出産をした際の父母」、「近居父母」、「友人・知人」「近所の人」等、ほとんどの項目において、前回調査より下がっています。

妊娠時に身近な人で気にかけてくれた、助けてくれたと感じる人



出産直後に子どもの子育てや家事を手伝ってもらったと感じる人



4.世田谷区の妊娠・出産期の支援【世田谷版ネウボラ】①

世田谷版ネウボラとは、妊娠期から就学前までの切れ目のない支援を行うことを目的とした、すべての妊婦や乳幼児を育てる家庭に寄り添った顔の見える相談体制です。(本資料では世田谷版ネウボラの一部をご紹介します)

妊娠期	出産	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	1歳
妊娠期面接	乳児期家庭訪問			3～4ヵ月健診			6～7ヵ月健診			9～10ヵ月健診			

	項目	R2	R3	R4
妊娠期面接	初回面接実数	7,688	5,726	6,331
	対妊娠届実施率	(102.2%)	(81.6%)	(94.0%)
乳児期家庭訪問	訪問実績	6,153	6,427	5,984
	対出生実施率	(93.4%)	(96.7%)	(96.6%)
3～4ヵ月健診	受診者数	5,711	6,345	6,006
	受診率	(87.8%)	(94.6%)	(95.0%)
6～7ヵ月健診	受診票受理数	6,066	6,091	5,798
	受診率	(93.3%)	(90.9%)	(90.6%)
9～10ヵ月健診	受診票受理数	5,949	5,768	5,679
	受診率	(91.5%)	(86.0%)	(87.0%)

4.世田谷区の妊娠・出産期の支援【世田谷版ネウボラ】②



出産応援ギフト

対象:妊娠届出を行い、妊娠期面接を受けた妊婦
内容:妊婦1人につき5万円相当



せたがや子育て利用券

対象:妊娠期面接を受けた妊婦
内容:お子さん1人につき1セット(額面1万円)
※地域の子育て支援サービス等に利用可能。290事業者が登録。

妊娠期	出産	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	1歳	
妊娠期面接	乳児期家庭訪問		3～4ヵ月健診			6～7ヵ月健診			9～10ヵ月健診					
両親学級	産後ケア事業 宿泊・日帰りは産後4ヵ月まで (※アウトリーチは1年未満まで)			ファミリーアテンダント事業(令和6年7月～) 毎月1回家庭訪問し、育児に関する困りごとや悩みを伺うほか、オンライン上で子育て支援情報をお届け。育児支援品に利用できる電子チケット(月3千円分)も配布										



子育て応援ギフト

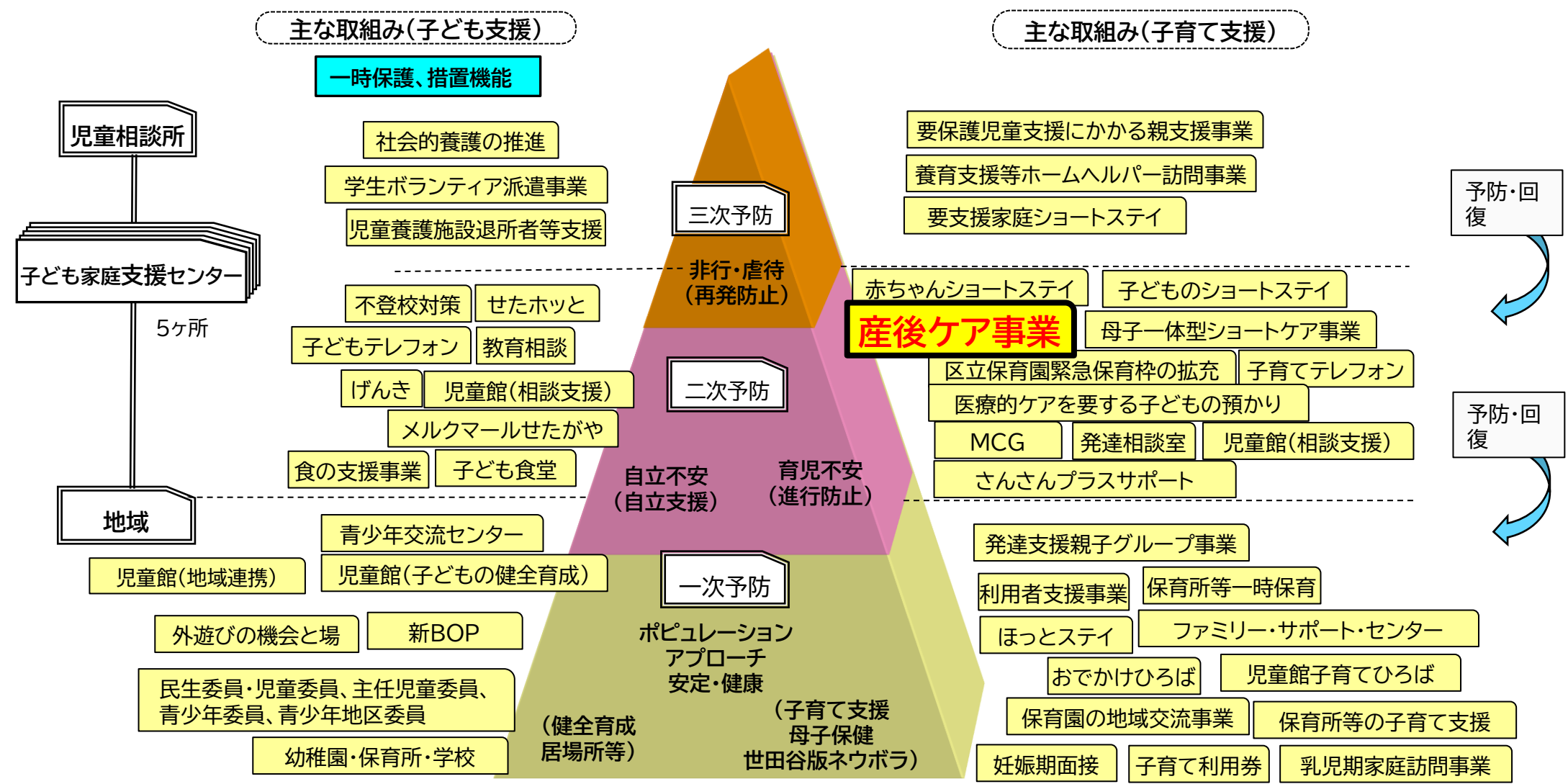
対象:出生後、乳児期家庭訪問を受けた方
内容:出生したお子さん1人につき10万円相当



バースデーサポート事業

1歳の誕生月にアンケートと子育て支援情報のご案内。アンケートに回答いただいた方にデジタルギフトを送付。

5.児童虐待予防事業の展開①



5.児童虐待予防事業の展開②(具体的な事業)

児童虐待予防事業のうち、産後ケア事業と同様に、妊娠～産後間もない時期を対象とした事業を紹介します。

赤ちゃんショートステイ

窓口	各総合支所子ども家庭支援課(子ども家庭支援センター)
事業の概要・目的	保護者の疾病等により、一時的に児童を養育することが困難となった場合に、乳児院で短期間養育することにより、児童及び子育て家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。 (1)【利用要件】疾病、出産、介護、事故、災害、育児疲れ等 (2)【事業内容】食事その他の身の回りの世話 (3)【利用期間】一回につき原則として7 日以内 (4)【費用負担】利用料1日につき3,000 円(生活保護受給・住民税非課税世帯は無料)
対象	区内に在住する児童で、0 歳以上2 歳以下

さんさんプラスサポート **非公開事業**

窓口	各総合支所健康づくり課
事業の概要・目的	出産前又は出産後の生活において支援が必要と認められる妊産婦を対象に、日常生活を支援するものが家庭を訪問し、母子の生活の安定及び児童虐待の予防を図る。 (1)【派遣回数】1 週間に1 回、合計12 回まで (2)【援助内容】家事援助、通院・買い物同行、育児補助、育児等に関する相談(1 回あたり2 時間)
対象	妊娠届提出日から出産後間もない時期(出産後1年未満)の妊産婦がいる家庭で、体調不良や育児能力の低下等により、一時的に訪問支援の必要性が特に認められると健康づくり課が判断した家庭

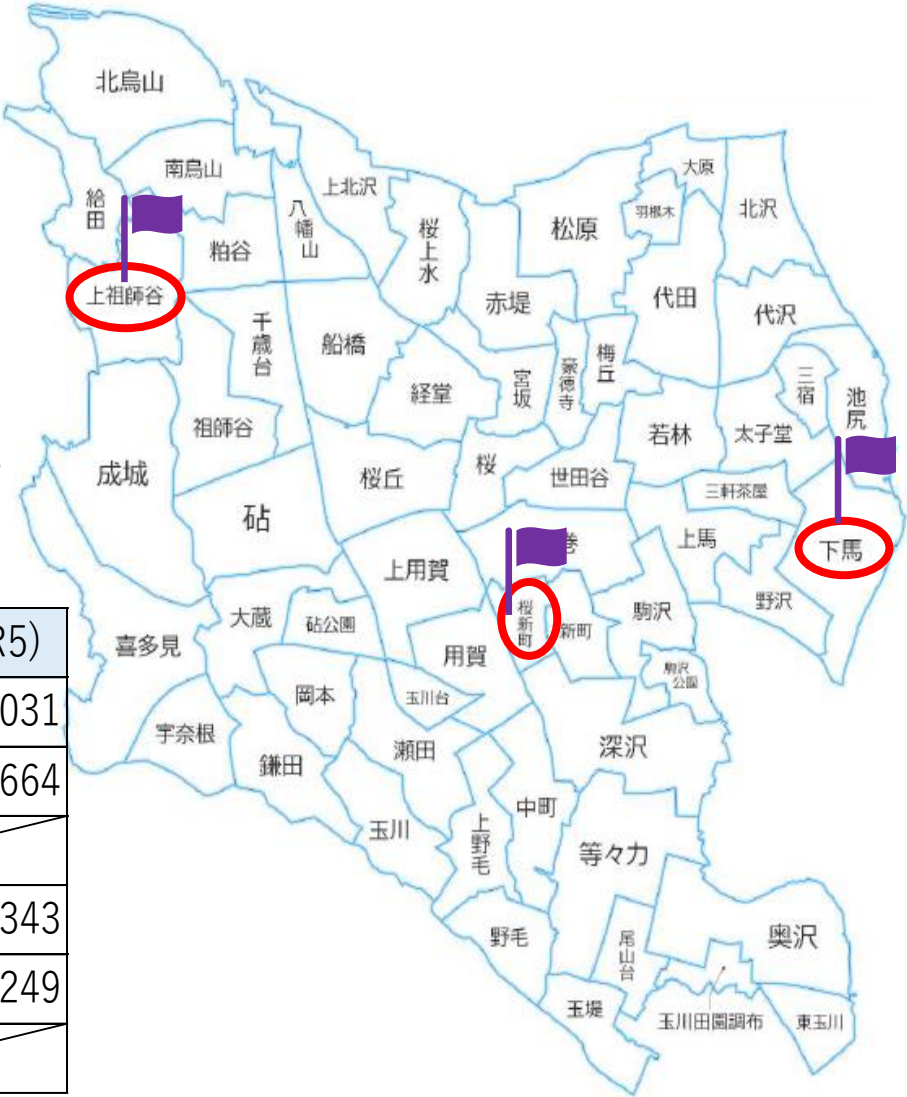
世田谷区産後ケア事業あり方検討会

これまでの
世田谷区産後ケア事業の取り組み

1.世田谷区の産後ケア事業

【経緯】

- H20年3月 : 武蔵野大学による産後ケアセンター運営開始。
- H28年9月 : デイケア型専門施設「ママズ・ルーム」（いなみ小児科）での運営開始。
- H29年10月 : 「世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例」制定。
- H30年4月 : 産後ケア事業ガイドラインの「区市町村独自基準型」に基づき、区立産後ケアセンターの運営を開始。
- R3年4月 : 産後ケア事業が母子保健法（第十七条の二）に位置づけられる。
- R5年4月 : 至誠会第二病院での産後ケア事業（ショートステイ型）運営開始。
- R5年10月 : 産後ケアセンターによるアウトリーチ型事業開始。



実施施設	所在地	類型	利用枠	利用実績 (R5)
産後ケアセンター	桜新町2丁目（玉川地域）	☒ ショートステイ	15枠	4,031
		☒ デイケア		664
いなみ小児科	下馬3丁目（世田谷地域）	☐ ショートステイ	3枠	343
		☒ デイケア		
至誠会第二病院	上祖師谷5丁目（烏山地域）	☒ ショートステイ	2枠程度	249
		☐ デイケア		

現在の利用方法・手続き等

産後ケア事業が利用できる方

下記のすべてにあてはまる、産後のお母さんと赤ちゃん

- ・世田谷区内に住所を有する
- ・心身の健康または育児に対する不安等がある
- ・不安等について、ご家族などからの支援を受けることができない

※原則として産後4日以降で先天性代謝異常検査を終えてからのご利用になります。
※医療者による医療行為が必要な方は利用できません。

利用期間・実施施設・利用日数

		ショートステイ (宿泊)	デイケア (日帰り)	アウトリーチ (訪問)
利用期間		出産後4か月未満		出産後1年未満
実施施設	産後ケアセンター	◎	◎	◎
	ママズルーム		◎	
	至誠会第二病院	◎		
利用日数		7日間 (6泊7日)	デイケア・アウトリーチ 合わせて7日(回)まで	

利用料金（利用者負担金）

		課税世帯		住民税非課税世帯 ※均等割世帯含む	生活保護世帯
		クーポン利用なし	クーポン券提出時		
ショートステイ（1日あたり）		4,500円	2,000円	0円	0円
	多胎児2人目以降	500円	0円	0円	0円
デイケア（1回）		3000円	500円	0円	0円
	多胎児2人目以降	250円	0円	0円	0円
アウトリーチ（1回）		2,000円	0円	0円	0円
	多胎児2人目以降	200円	0円	0円	0円

利用方法

利用登録

おおむね妊娠28週以降からお住まいの地域の子ども家庭支援センターの窓口に登録できます。

利用申込（出産後）

利用希望日2週間前（アウトリーチは1週間前）から前日の午前10時まで（土日祝日・年末年始を除く）に施設を1か所選択し、電話または窓口で利用申込をしてください。

利用決定

区が抽選を行い、利用者を決定します。
結果は午前10時までに利用申込された場合には、利用申込日に電話等にてご連絡いたします。

2.施設ごとの利用実績(延べ利用日数)

- 産後ケアセンターは、R2に新型コロナの影響で利用が減少したが、R4はコロナ前の利用に戻っており、R5はさらに増加傾向。
- ママズルーム、至誠会第二病院はR5後半から利用が増加。R6(4月～6月)は両施設とも70%を超える利用率。

産後ケアセンター

	R1	R2	R3	R4	R5
ショートステイ	3,592	2,810	3,683	3,725	4,031
デイケア	835	482	672	706	664
合計	4,427	3,292	4,355	4,431	4,695
利用率	81%	61%	80%	82%	87%

いなみ小児科ママズルーム ※新型コロナウイルス感染拡大防止のためR2、R3は利用停止、2枠運営の時期あり

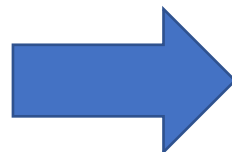
	R1	R2	R3	R4	R5
デイケア	308	245	323	339	343
利用率	58%	75%	77%	62%	61%

至誠会第二病院

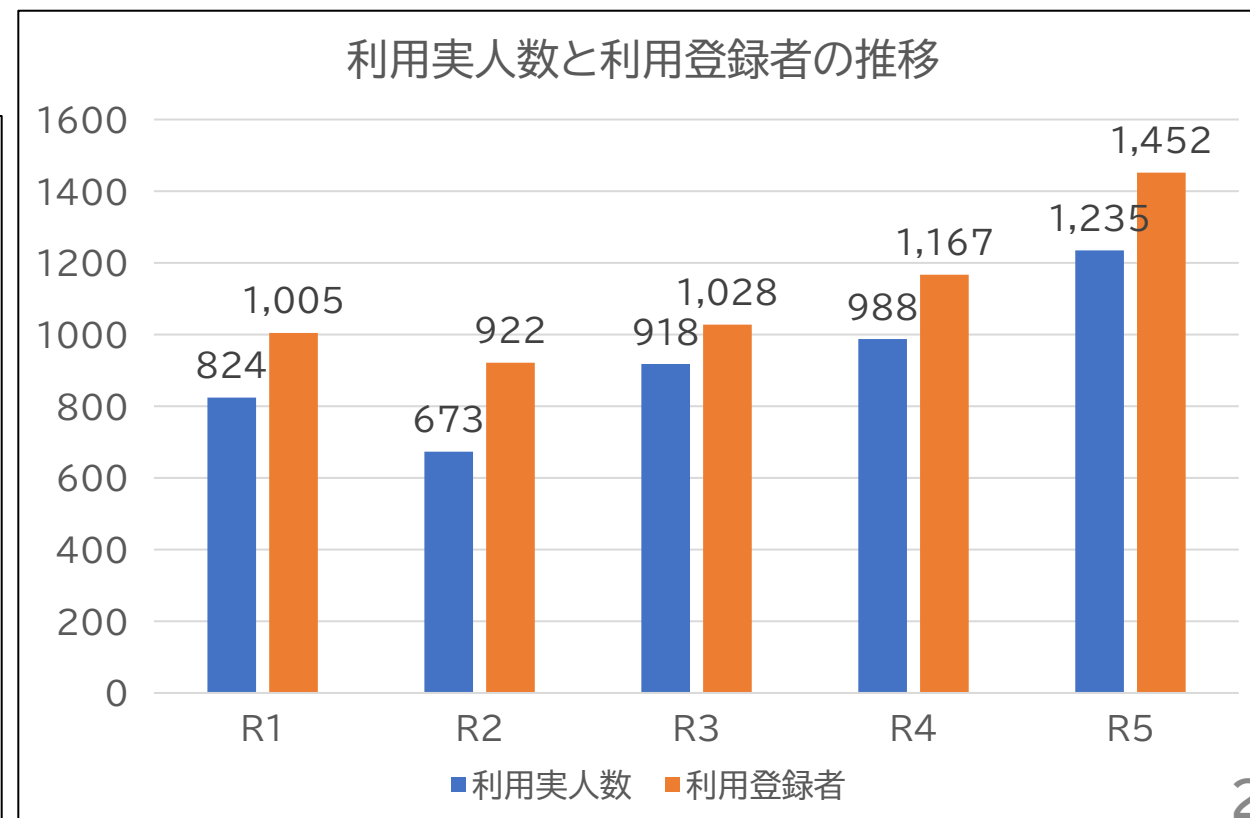
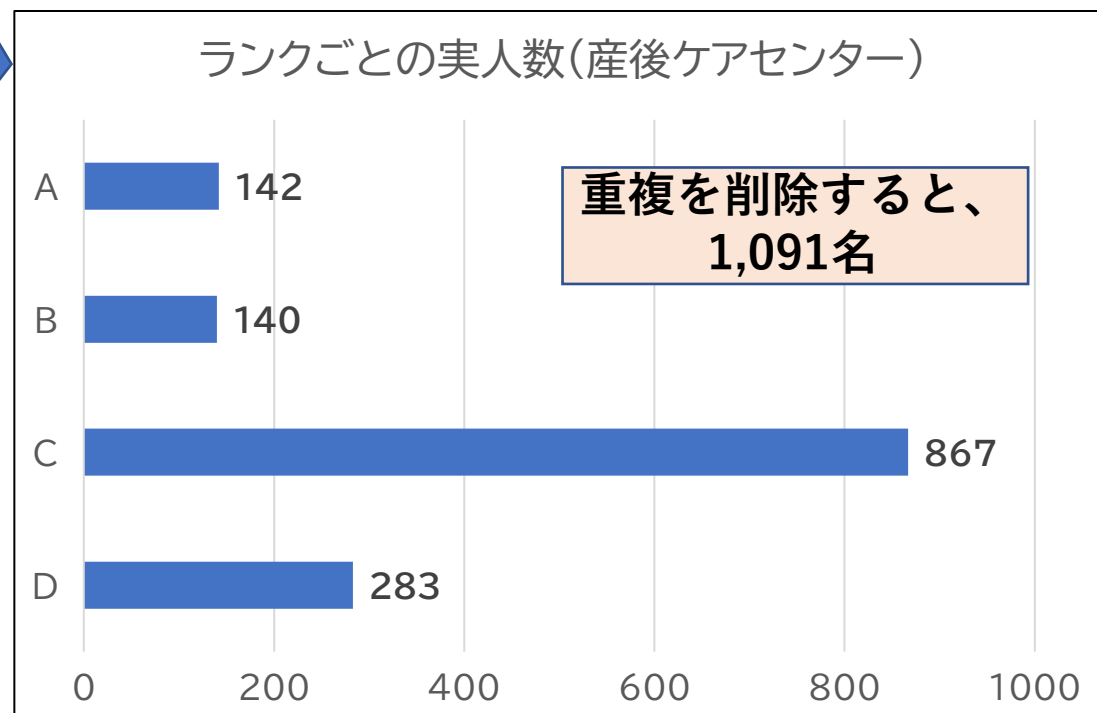
	R1	R2	R3	R4	R5
ショートステイ					249
利用率					35%

3.利用実人数

令和5年度利用実人数	
産後ケアセンター (ショート/デイ合わせて)	1,091
アウトリーチ	127
ママズ	131
至誠会	70
	1,419



重複を削除すると、
1,235名



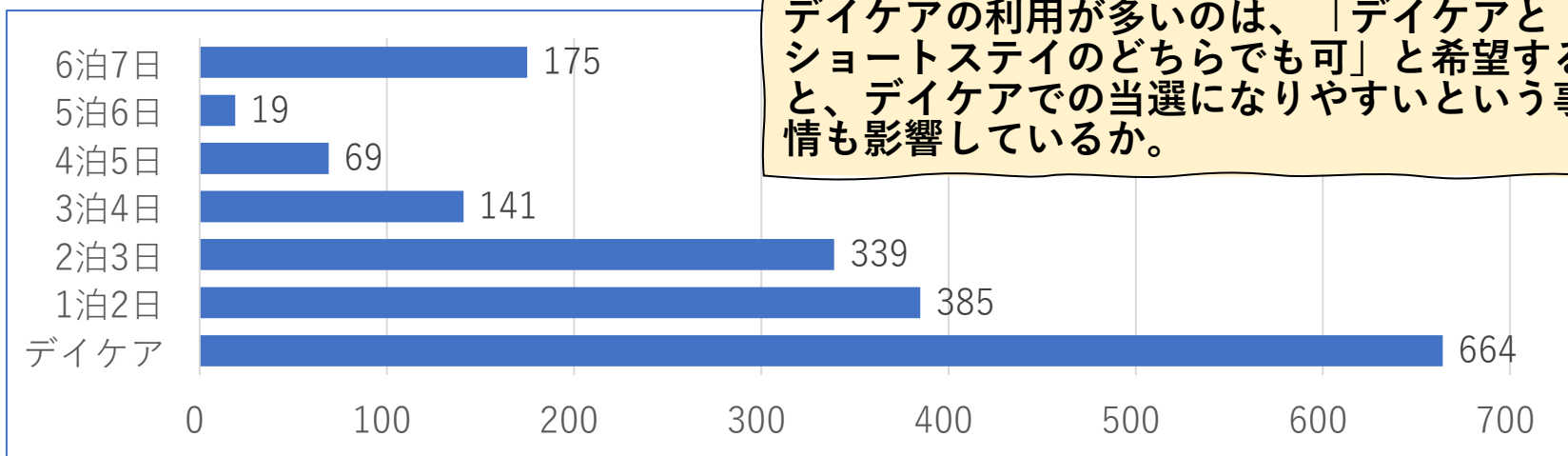
4. 類型別延べ利用人数(回数)

ショートステイの利用は増加傾向

	R1	R2	R3	R4	R5
ショートステイ計	942	624	902	981	1,213
産後ケアセンター	942	624	902	981	1,135
至誠会第二病院					78
デイケア計	1,141	727	995	1,045	1,007
産後ケアセンター	835	482	672	706	664
ママズルーム	308	245	323	339	343

令和5年度 産後ケアセンター 1回あたりの利用日数

	回数	割合
6泊7日	175	10%
5泊6日	19	1%
4泊5日	69	4%
3泊4日	141	8%
2泊3日	339	19%
1泊2日	385	21%
デイケア	664	37%



5.月齢別延べ利用人数(回数)

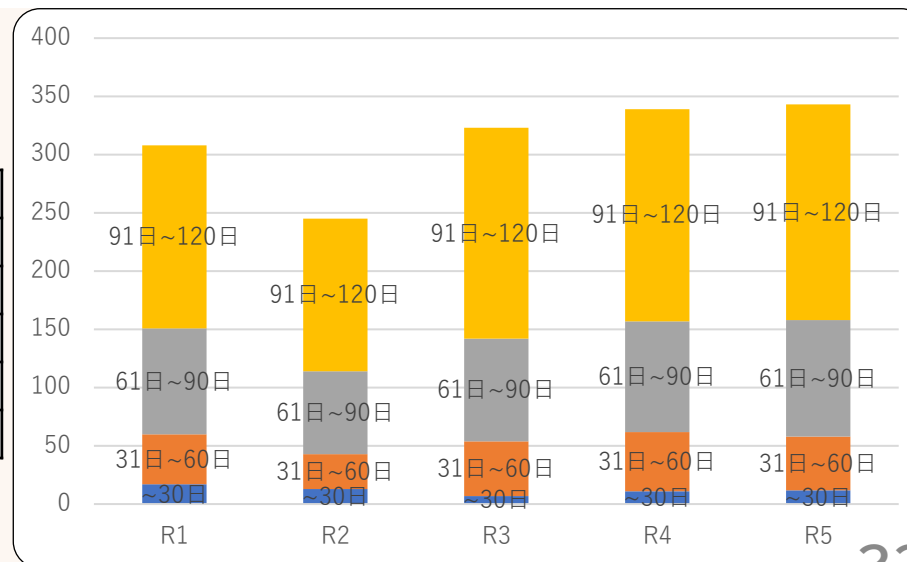
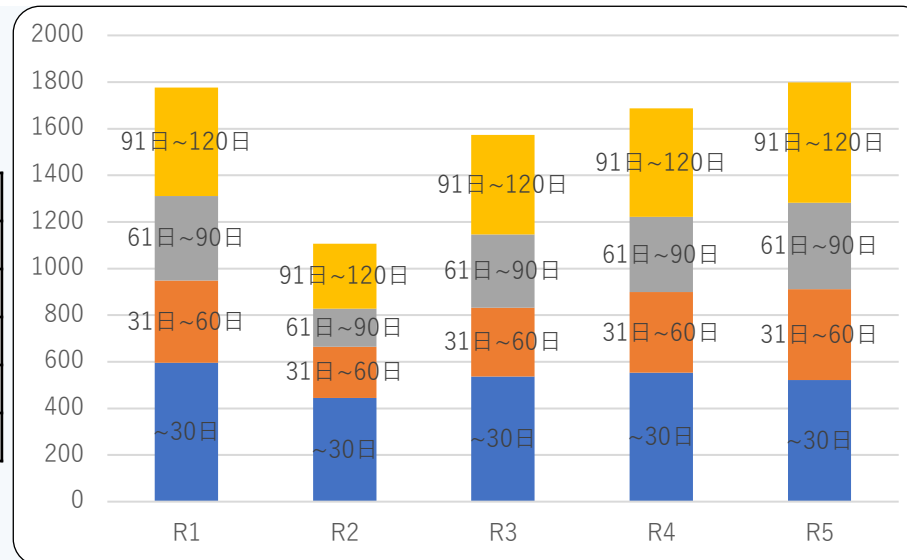
産後ケアセンター

	R1	R2	R3	R4	R5
～30日	596 (34%)	445 (40%)	537 (34%)	553 (33%)	522 (29%)
31日～60日	353 (20%)	220 (20%)	295 (19%)	346 (21%)	389 (22%)
61日～90日	362 (20%)	163 (15%)	315 (20%)	323 (19%)	371 (21%)
91日～120日	466 (26%)	278 (25%)	427 (27%)	465 (28%)	517 (29%)
	1,777	1,106	1,574	1,687	1,799

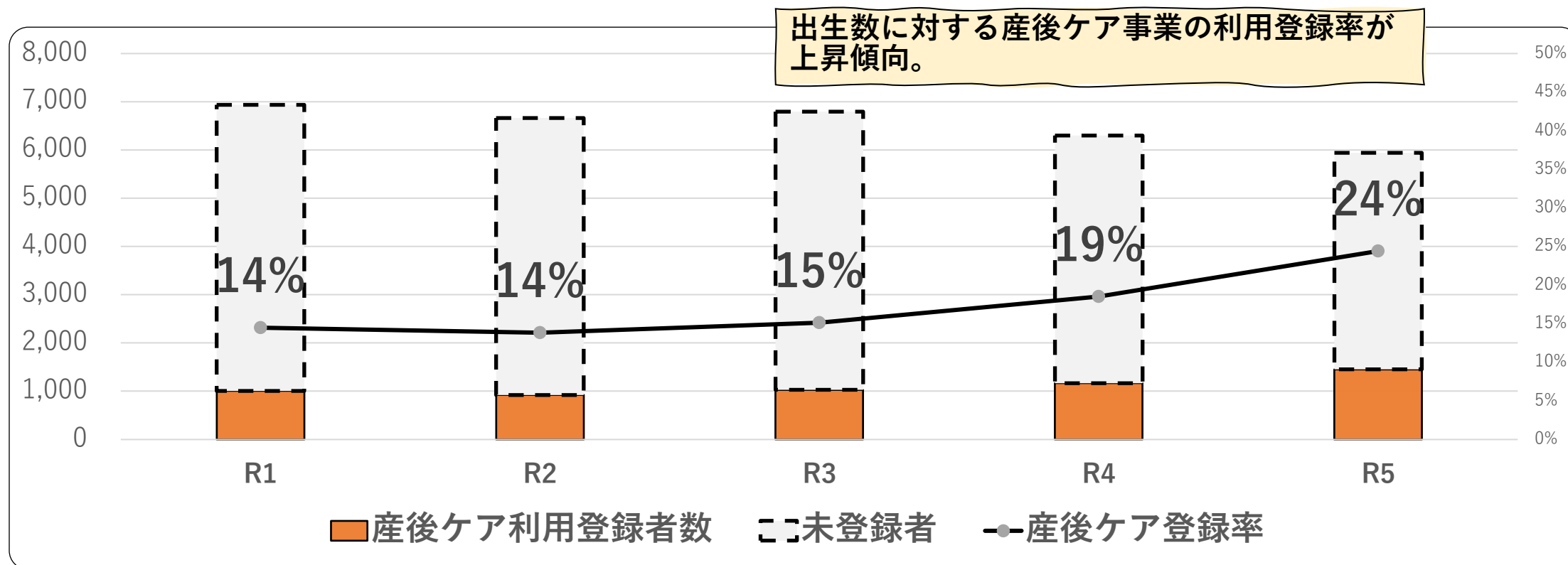
- 産後ケアセンターは、産後1ヶ月までと産後3ヶ月あたりでの利用者が多い。
- ママズは産後3ヶ月以降の利用が多い。

いなみ小児科ママズルーム

	R1	R2	R3	R4	R5
～30日	17 (6%)	13 (5%)	7 (2%)	11 (3%)	12 (3%)
31日～60日	43 (14%)	30 (12%)	47 (15%)	51 (15%)	46 (13%)
61日～90日	91 (30%)	71 (29%)	88 (27%)	95 (28%)	100 (29%)
91日～120日	157 (51%)	131 (53%)	181 (56%)	182 (54%)	185 (54%)
	308	245	323	339	343



6.出生数と産後ケア事業利用登録者の推移



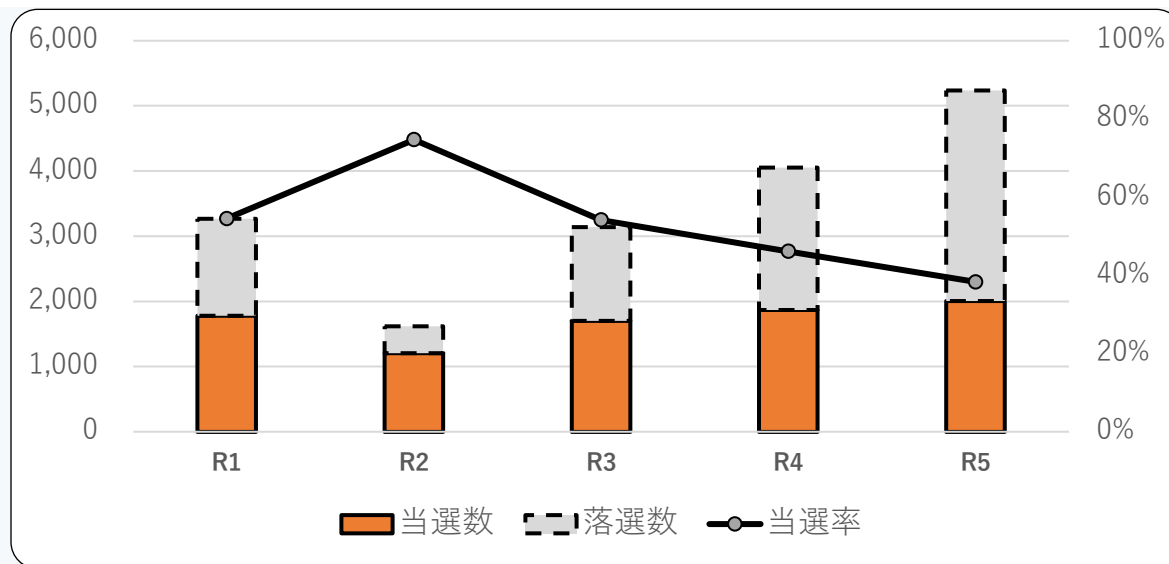
	R1	R2	R3	R4	R5
出生数	6,938	6,663	6,795	6,302	5,945
産後ケア利用登録者数	1,005	922	1,028	1,167	1,452
産後ケア登録率	14%	14%	15%	19%	24%

※各年4月1日～3月31日

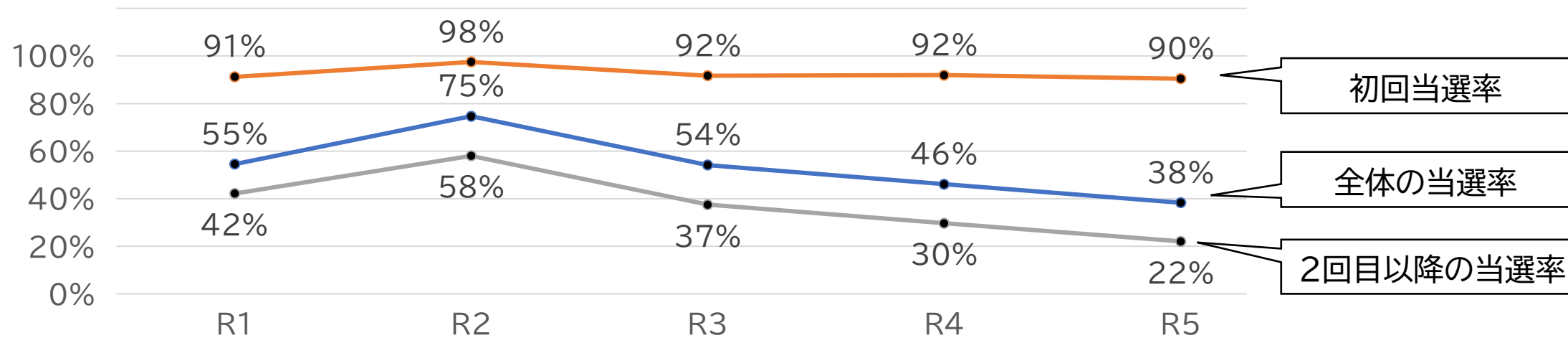
7.当選率(産後ケアセンター)

産後ケアセンター

	R1	R2	R3	R4	R5
申込数	3,268	1,618	3,139	4,051	5,233
当選数	1,782	1,208	1,700	1,868	2,005
当選率	55%	75%	54%	46%	38%



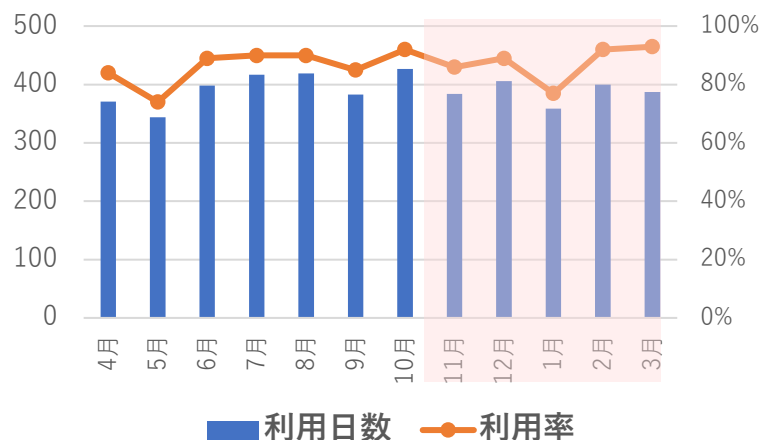
初回当選率と2回目以降の当選率の違い



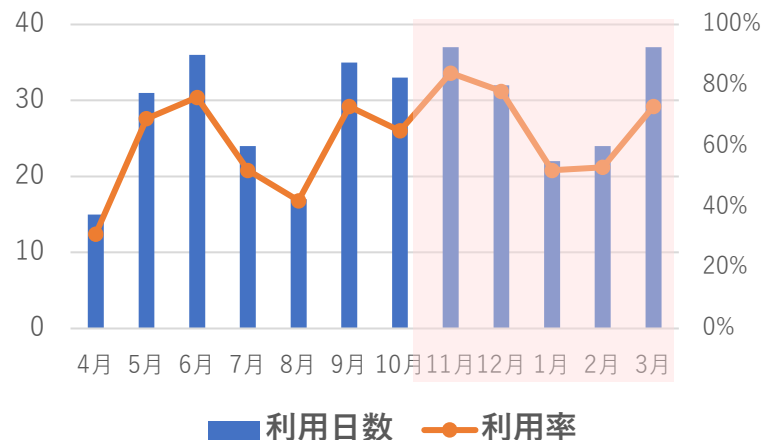
8.クーポン券の効果(R5.10月から開始)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
産後ケアセンター	利用日数	371	344	398	417	419	383	427	384	406	359	400	387
	利用率	84%	74%	89%	90%	90%	85%	92%	86%	89%	77%	92%	93%
いなみ小児科ママズルーム	利用日数	15	31	36	24	17	35	33	37	32	22	24	37
	利用率	31%	69%	76%	52%	42%	73%	65%	84%	78%	52%	53%	73%
至誠会第二病院	利用日数	12	12	8	17	11	21	14	11	34	31	19	62
	利用率	20%	19%	13%	27%	18%	35%	23%	18%	61%	54%	29%	100%

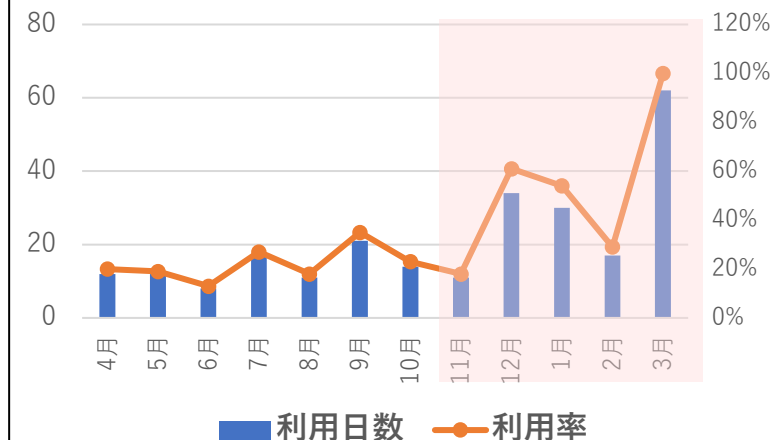
産後ケアセンター



いなみ小児科ママズルーム



至誠会第二病院



産後ケアセンターは従来から希望者が多いため、クーポン券開始による利用日数に影響は出ていないが、ママズルームや至誠会第二病院では、クーポン券開始の10月以降、利用日数が増加傾向にある。

9. 支援の必要性が高いケースについて

支援の必要性が高いケース…

産後ケア事業の利用時点において、保健師や子ども家庭支援センターが関わっているケース

